

災害廃棄物処理に係る法改正の概要

平成27年8月6日、災害廃棄物対策の強化を目的として、廃棄物処理法が改正され、平時の備えの強化と、災害時における円滑かつ迅速な処理の促進が盛り込まれた。

1 平時の備えの強化

(1) 災害廃棄物の処理に係る基本理念の明確化

- ・適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理すること。
- ・発生量が著しく多量であることを踏まえ、分別、再生利用等が図られるよう、適切な配慮をすること。

(2) 国、地方公共団体、事業者等の協力に関する努力義務

基本理念が遵守されるよう、国、都道府県、市町村、事業者は適切に役割を分担し、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないこと。

(3) 国の基本方針、都道府県の廃棄物処理計画の拡充

環境大臣が定める廃棄物施策に係る国の基本方針及び都道府県が定める廃棄物処理計画において、災害廃棄物の適正な処理を確保するために必要な事項を定めること。

2 災害時における円滑かつ迅速な処理の促進

(1) 非常災害時における一般廃棄物の委託基準の改正

市町村から災害廃棄物の処理の委託を受けた者は、その処理を再委託することが可能となった。【令第4条第3号】

これにより、協会は市町村の災害廃棄物処理業務の受託者となり、協会はその業務を会員に委託して行うことができることとなった。

- ⇒ ・改正前は、非常災害時でも再委託は禁止であった。(市町村は個々の業者に委託)
- ・改正後も、再々委託はできない。
 - ・再委託を行う場合、再委託基準に従う必要がある。(日常生活ごみは対象外、市町村契約書に再委託者として記載など)

(2) 非常災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る特例措置

① 市町村による一般廃棄物処理施設の設置の届出の特例【法第9条の3の2】

災害時に市町村が設置する必要があると認める一般廃棄物処理施設について、都道府県知事に協議し、同意を得た上で、市町村の一般廃棄物処理計画に定めた場合、届出後、直ちに当該一般廃棄物処理施設の設置が可能となった。

- ⇒ 改正前は、届出後、最大で30日(最終処分場は60日)経過した後でなければ、設置ができなかった。

② 市町村から災害廃棄物の処理の委託を受けた者による一般廃棄物処理施設の設置の届出の特例【法第9条の3の3】

市町村から災害廃棄物の処理の委託を受けた者が一般廃棄物処理施設を設置する場合、事前に都道府県知事に設置の届出を行うこととなった。

⇒ 改正前は、届出ではなく、許可が必要であった。

③ 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例の拡充

【法第15条の2の5】

産業廃棄物処理施設（破碎施設、焼却施設、最終処分場など）において、産業廃棄物と同様の性状を有する災害廃棄物（廃プラスチック類、木くず、がれき類など）を処理する場合、事後に届出を行えばよいこととなった。

⇒ 改正前は、事後ではなく、事前に届出が必要であった。

（注）廃棄物処理法における「非常災害」とは

【定義】 今般の改正前の廃棄物処理法にもともと規定されていた概念であり、主に自然災害を対象とし、地震、津波等に起因する被害が予防し難い程度に大きく、平時の廃棄物処理体制では対処できない規模の災害をいう。

【判断】 個々の災害が廃棄物処理法上の非常災害時に係る特例措置等の対象となる非常災害に該当するかについては、市町村又は都道府県において判断される。